「子どもの預かりサービス」における安全対策について、保育事故当事者としての意見

大阪府 保護者 藤井真希 (保育の重大事故をなくすネットワーク 共同代表) (赤ちゃんの急死を考える会 事務局長)

1. 娘のファミリー・サポート・センター(ファミサポ)での事故について



2010年11月、大阪八尾市「ファミリー・サポート・センター」(以下ファミサポ)事業を利用した1時間のあずかりの中で、当時5ヶ月だった娘のさつきは泣いていたところを「寝かせるため」にうつぶせに置かれ、その後心肺停止状態で発見されました。病院で心臓は蘇生されるも意識と自発呼吸は戻らずいわゆる「脳死状態」となり、事故から3年後に死亡しました。

事故の背景には、事業の安全性の問題があります。「ファミサポ」における保育者は有償ボランティア(無資格でも可)であり、自治体の講習を受けて登録・紹介されますが、その講習時間や内容に国としての定めがなく、自治体によってかなり差がある実態がわかっています。娘の事故では、あずかり手の会員は「うつぶせ寝が危険だとは知らなかった、そのような研修は受けていない」と述べていました。

私たち遺族は事故以降複数回にわたって市や国の担当課との面談を 行い、2017年3月には訴訟過程で明らかになった課題を踏まえ、制度の 安全性を高める申し入れを行いました。その後、救命救急講習の義務化 など部分的な改善がありましたが、未だ安全面での課題は多くあります。

ファミサポは「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」として、事業の運営に関する通知はなされていますが、 実際にあずかり手となる会員の条件等いわゆる「基準」が存在しません。 現在国会で審議中の「子ども・子育て支援法改正案(幼児教育・保育無償化対策)」では、「保育」の代替としてのファミサポ利用を無償化(上限あり補助)の対象とすることが想定されていますが、現行の事業の在り方では安全性において問題があります。

ファミサポは「施設」ではない個人の居宅(ファミサポは原則あずかり手の居宅)での保育者一人によるあずかりという点で、同じく無償化の対象であるベビーシッターと形態が類似しています。「無償化」をきっかけに悲しい事故が起こることがないよう、両事業を「保育(の代替)」として位置付けるのであれば、せめて命と安全を守るための基準をしっかり検討・設定いただきたいと切に願っています。

2. 保育事故の実態

- ①2004年~2017年の14年間で、198人の子どもが「保育」施設や事業で亡くなっている。
- ②認可外保育施設の死亡事故発生率は、認可保育所の約25倍。 ※事故報告が義務となったのは、認可が2015年4月から、認可外等は2017年11月から
- ③基準を満たしていない・違反項目がある施設での重大事故が多い。(基準を満たさないまま営業をしている事業者がいる実態)
- ④ベビーシッター・ファミサポとあずかりの形態が類似している「家庭的保育事業」、その前身である 「保育ママ」での死亡事故も複数起こっており、子どもの数あたりの発生率で見るとかなり高い。
- ⇒製可保育を下回る基準や、それにも満たない条件下でのあずかりで、 **賃大喜故が多く起こっている**

3. 「公平性」をいうならば「質の公平」を

上記2で示したような保育事故の実態と、そもそもベビーシッターやファミサポのあずかり形態は「託児」であり、施設での複数保育者による「保育」とは条件が大きく異なることから、今回の「無償化」の対象にこれらが含まれること自体に大きな疑問を感じています。国が"どれを選んでも同様に安全ですよ"と示しているとも受け取れます。(認可施設と基準が異なる認可外保育施設や企業主導型保育、さらにはそれらの基準を満たさない施設さえもそのまま対象とすることについても同様に感じています)

認可保育所に入ることができず、そういった施設や事業を利用している方々への公平性を担保するための措置かと思われますが、そうであるならば<u>安全(質)における公平性も同様に保証されるべきではないでしょうか。</u>

「認可外保育施設指導監督の指針」の冒頭には「適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認」「児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのもの」とあり、これを下回るものは不適正、劣悪であるということになります。託児事業であるベビーシッターやファミサポを「保育」だとするのであれば、子どもたちが毎日一定時間を過ごす場として、少なくともこの指針に見合った基準を定めることは命と安全を守るためにも必須と考えます。

4. 最低限、求められること

①統一した研修カリキュラムの設定と受講の義務付け

- ・一人で保育を行うという形態上、あずかりに従事する者は保育士資格を有しているべきである。 「無償化」開始に伴い、資格所有を新たに求めていくことは検討されるべきでは。
- ・既に事業に従事している者の扱い、また上記の対案として、「無償化」を機に国で統一したカリキュラムに基づく研修の受講・修了を義務付ける。(ここが最低限)

★個人によるあずかりは、残念ながらその個人の資質(能力や意識)でその質が大きく左右されてしまいます。「保育」として公費を投入するのであれば、保育者の質のバラツキや当たりはずれを防ぐ手立てが必要であり、「望ましい」レベルの研修では不充分だと考えます。

②都道府県への届出義務と、立ち入り調査の実施

- 「無償化」の対象として保育を行うための条件を満たしていることを確認する。
- 公費の保育とするならば、行政には実際のあずかり状況を指導監督する責務がある。
- •届出と調査を通じて不適切事業者が排除される仕組みでないと、命と安全は守れない。

★ファミサポに上記①②の仕組みがないのは、本来の事業目的である「保育以外の多様なあずかりニーズに対応するため」だとのことですが、今回は「保育の代替」と位置付けるため、せめて無償化の対象となる件については①②を設定するべきです。(一時あずかり等の無償化対象外の利用であっても、現行ファミサポの「基準なし」が不適切であることは言うまでもありません)

③公的保険(無過失)の適用

- ・「無償化」として同じ枠内にある施設や事業でありながら、万一の事故に対する補償に差があっては、「公平」とは言えないのではないか。
- 民間の損害賠償保険は保育者の過失の認定が前提条件となり、そのことが事故の真相解明 を難化させている実態がある。

④指導監督の基準ならびに実際のあずかりにおける規定、指針の策定

上記3で述べたとおり、「保育」としての質を確保するために必要な基準・指針を策定する。